

平成24年度 第12回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成25年3月28日（木） 午前10時 開議

- 日程第1 承認事項 前回会議録の承認について
(平成24年度第11回定例会・第4回臨時会・第5回臨時会)
- 日程第2 報告 教育長報告
- 日程第3 議案第60号 宮古島市日本語学習支援員設置要綱について
- 日程第4 議案第61号 宮古島市学校施設維持管理業務嘱託職員の報酬及び服務その他の勤務条件等に関する要綱について
- 日程第5 議案第62号 宮古島市教育委員会組織規則及び宮古島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 議案第63号 宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 議案第64号 宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 議案第65号 宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第9 議案第66号 宮古島市公民館職員の勤務時間に関する規則について
- 日程第10 議案第67号 宮古島市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第11 議案第68号 宮古島市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令について
- 日程第12 議案第69号 平成25年度宮古島市立小中学校校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 日程第13 その他 継続議案について（議案第58号 宮古島市教育委員会人事異動の承認について）
- 日程第14 その他 3月定例議会一般質問要旨・答弁について
- 日程第15 その他 平成24年度重点事業実施状況について
- 日程第16 その他 入学式における教育委員会告辞について

議案第60号

宮古島市日本語学習支援員設置要綱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年3月28日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

宮古島市立小学校及び中学校に在籍する外国人児童生徒及び帰国子女が、心身ともに安定し充実した学校生活を送れるよう日本語学習支援員を設置し、校内における学習支援体制の確立を図るには、要綱を制定する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市日本語学習支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市立小学校及び中学校に在籍する外国人児童生徒及び帰国子女（以下「対象児童」という。）に対して、当該対象児童が心身ともに安定し充実した学校生活を送れるよう、校内における学習支援体制の確立を図ることを目的に派遣する日本語学習支援員（以下「支援員」という。）の配置に関して必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 支援員は、教員免許状を有する者又は適任者のうちから、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

(職務及び服務)

第3条 支援員は、配置先の学校長の指揮監督のもと、担任等との綿密な連携を図りながら、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 授業等における日本語の支援に関すること。
- (2) その他学校長が学校生活に関して必要と認めること。

2 支援員の服務は、学校職員に準ずる。

(身分及び任用期間)

第4条 支援員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定に基づく臨時的に任用する職員とする。

2 支援員の任用期間については、宮古島市臨時職員に関する規則（平成17年宮古島市規則第25号。以下「臨時職員規則」という。）を適用する。

(勤務日数及び勤務時間)

第5条 支援員の勤務を要する日は、対象児童の登校日で、1日7時間45分以内の週5日とし、1週間あたり38時間45分以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、宮古島市外で行う校外学習、宿泊を伴う学校行事においては、支援員を派遣しないものとする。

(賃金)

第6条 支援員の賃金及び通勤費用は、臨時職員規則に定めるところによる。

(派遣申請)

第7条 学校長は、対象児童が在籍し支援が必要と認められる場合に、教育委員

会へ日本語学習支援員派遣申請書（様式第1号）を提出するものとする。

（派遣決定）

第8条 支援員派遣の決定は、前条の申請に基づき教育委員会で審査し、決定する。

2 教育委員会は、前項の規定により派遣の承認又は不承認を決定したときは、日本語学習支援員派遣決定通知書（様式第2号）により、学校長に通知するものとする。

（業務の報告）

第9条 学校長は、事業終了時に日本語学習支援員配置事業実施報告書（様式第3号）及び日本語学習支援員業務日誌（様式第4号）を教育委員会へ提出するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

〇〇第 号
年 月 日

宮古島市教育委員会教育長 様

宮古島市立 学校
校長 印

日本語学習支援員派遣申請書

宮古島市日本語学習支援員設置要綱第7条の規定に基づき、当該対象児童が心身ともに安定し充実した学校生活ができるよう、校内における学習支援体制の確立を図るため、支援員の配置が必要と認められますので申請します。

1 派遣する期間	年 月 日 ～ 年 月 日
2 対象児童（生徒）	年 組 男・女 氏名（ ）
3 対象児童（生徒） の状況	（対象児童及び学級の状況等）
4 備 考	（支援員に特に求める業務及び必要な技能等）

様式第2号（第8条関係）

宮教学第 号

年 月 日

宮古島市立 学校長 様

宮古島市教育委員会

教育長

印

日本語学習支援員派遣決定通知書

年 月 日付け ○○第 号で申請のありました、日本語学習支援員の配置について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定の区分	承認 ・ 不承認	
2 対象児童（生徒）	年・氏名	
3 派遣する支援員	氏名	
	住所	
	電話	
4 派遣する期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
5 備考		

※支援員と十分に協議を行い、適切な支援を行うこと。

様式第3号（第9条関係）

〇〇第 号
年 月 日

宮古島市教育委員会教育長 様

宮古島市立 学校
校長 印

日本語学習支援員配置事業実施報告書

次のとおり日本語学習支援員配置事業を実施しましたので報告します。

記

1 対象児童（生徒）	年・氏名
2 配 置 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
3 配置した支援員	氏名
4 対象児童（生徒） の変容	(1)生活面 (2)学習面 (3)その他
5 備 考	

様式第4号（第9条関係）

日本語学習支援員業務日誌

年 月 日 ()	指導主事	校長	教頭	担任
支援員氏名 印				

主な行事等

校時	児童(生徒)の活動内容	支援内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
放課後		

備考

議案第61号

宮古島市学校施設維持管理業務嘱託職員の報酬及び服務その他の勤務条件等に関する要綱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年3月28日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

学校施設維持管理業務の有資格者の設置に関し、要綱の制定を必要とするため、本案を提出します。

別紙

宮古島市学校施設維持管理業務嘱託職員の報酬及び服務その他の勤務条件等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、宮古島市学校施設維持管理業務嘱託職員（以下「学校施設維持管理員」という。）の報酬及び服務その他勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 学校施設維持管理員は、建築士の資格を有し職務遂行に旺盛な意欲を持ち、その職務に適すると認められる者から教育委員会が委嘱する。

(身分及び任期)

第3条 学校施設維持管理員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職の嘱託員とする。

2 学校施設維持管理員の任期は、特に期限を付した場合を除き委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 学校施設維持管理員の職務は、宮古島市立小学校、中学校及び幼稚園の施設の維持管理業務及び所属長が命ずるその他の業務に従事するものとする。

(出勤日数)

第5条 学校施設維持管理員の出勤日数は、月16日以内とし、勤務時間は、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年宮古島市条例第38号）の適用を受ける一般職員に準ずるものとする。

2 学校施設維持管理員は、病気その他の事由により職務に従事することができないときは、速やかに所属長に届け出なければならない。

(報酬及び費用弁償)

第6条 学校施設維持管理員の報酬及び費用弁償は、宮古島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する規則（平成17年宮古島市規則第39号）に定めるところによる。

(報酬の支給方法)

第7条 学校施設維持管理員の報酬は、前月1日から末日までを計算期日として定数職員の支給日に準じて支給する。

(服務)

第8条 学校施設維持管理員の服務については、定数職員の例による。

(辞職の予告)

第9条 学校施設維持管理員は、任期満了前に辞職しようとするときは、辞職しようとする日の1箇月前までに教育委員会に申し出て、その承認を得なければならない。

(欠格事項)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、学校施設維持管理員として委嘱することができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又は執行を受けることができなくなるまでの者
- (3) 懲戒処分又はこれに準ずる理由により免職された者

(解職)

第11条 教育委員会は、学校施設維持管理員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解職することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 業務に起因する場合を除き、病気にかかり、又は私事により引き続き10日以上欠勤したとき。
- (3) 心身の故障により勤務に耐え得ることができないと認めるとき。
- (4) 前3号に定める場合のほか、学校施設維持管理員としての必要な確性が欠けていると認めるとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 6 2 号

宮古島市教育委員会組織規則及び宮古島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 2 5 年 3 月 2 8 日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

教育委員会組織改編に伴い、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会組織規則及び宮古島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(宮古島市教育委員会組織規則の一部改正)

第1条 宮古島市教育委員会組織規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条表中

「

教育部	教育総務課	総務係 管理係
	学校教育課	学務係 指導係
	教育施設課	業務係 営繕係

」を

「

教育部	教育総務課	総務係 管理係 学校施設係
	学校教育課	学務係 指導係

」に

改める。

別表教育総務課の款管理係の項の次に次の項を加え、教育施設課の款を削る。

学校施設係

- (1) 教育財産の統括に関する事。
- (2) 学校施設の建設計画、設置に関する事。
- (3) 学校施設の用途変更、廃止及び処分に関する事。
- (4) 学校施設の目的外使用に関する事。
- (5) 学校施設の維持管理に関する事。
- (6) 学校施設の警備に関する事。
- (7) 学校施設に関する調査及び統計に関する事。
- (8) 学校管理物品の整備に関する事。
- (9) 学校施設台帳の整理保存に関する事。
- (10) 環境衛生作業員に関する事。

(宮古島市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 宮古島市教育委員会公印規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 8の項用途の欄を次のように改める。

教育委員会教育部教育総務課長及び学校教育課長名をもってする文書

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 6 3 号

宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 2 5 年 3 月 2 8 日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

教育委員会職員の職名を追加するには、規則を改正する必要があるため、
本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について

宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表技能職員の項補職名の欄中「運転手」の次に「、臨床心理士」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 6 4 号

宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 2 5 年 3 月 2 8 日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

教育委員会職員の勤務時間等を整理し、出退勤管理の規定を設けるには、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年宮古島市条例第38号。以下「勤務時間条例」という。）、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年宮古島市規則第33号。以下「勤務時間規則」という。）の規定に基づき、宮古島市教育委員会の任命に係る職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間及び休憩時間）

第2条 勤務時間条例第3条第2項本文の規定により、職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間に割り振る。この場合において、午後0時から午後1時までは、休憩時間とする。

第6条を削る。

第5条中「第3条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割り振り）

第3条 勤務時間条例第4条第1項に規定する特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間並びに同条例第6条に規定する休憩時間については、前条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

第7条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（出勤及び退勤）

第7条 職員は、出勤、退勤時等に、自ら出退勤管理システムに記録し、又はタイムカードに打刻しなければならない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議案第65号

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年3月28日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

宮古島市外に居住する小中学生の就学を保障するために、区域外就学について整理しておく必要があるので、本案を提出します。

別紙

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（区域外就学）

第3条 市外に居住する保護者が、子を市内の小中学校に就学させようとするときは、区域外就学申請書（様式第1号）を宮古島市教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

別表第2の次に次の様式を加える。

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

区域外就学申請書

（あて先）宮古島市教育委員会

住所 _____

申請者氏名

（保護者） _____ 印

_____（続柄）

児童・生徒名	生年月日	学年	続柄
	年 月 日	小中 学年	
	年 月 日	小中 学年	
	年 月 日	小中 学年	
	年 月 日	小中 学年	

通学希望期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |

上記児童生徒は、_____学校校区内に居住しておりますが、次の理由により宮古島市立_____学校に就学させたいので申請します。

なお、許可後通学については、保護者が一切の責任を負います。

理由：			
父の職場名			電話番号
母の職場名			電話番号

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議案第66号

宮古島市公民館職員の勤務時間に関する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年3月28日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

宮古島市公民館職員の勤務時間を明確にするには、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市公民館職員の勤務時間に関する規則

宮古島市公民館職員の勤務時間に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年宮古島市条例第38号）第4条第1項及び宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第12号）第3条の規定に基づき、宮古島市公民館（以下「公民館」という。）に勤務する職員の勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

（週休日及び勤務時間の割り振り）

第2条 月曜日は、週休日（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

2 土曜日及び日曜日については、A班（職員の半数）B班（職員の半数）の体制を置き、勤務しない日は週休日とする。

3 勤務の割り振りは、中央公民館長が行う。

4 公民館職員（以下「職員」という。）の勤務時間は、次のとおりとする。

火曜日から日曜日 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、勤務の遂行上教育長が必要と認めた場合は、勤務時間の割り振りを変更することができる。

（休憩時間）

第3条 職員の休憩時間は次のとおりとし、交代で休憩する。

午後0時00分から午後1時まで

午後1時00分から午後2時まで

（休日）

第4条 職員の休日は、次のとおりとする。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に掲げる休日（以下「祝日法による休日」という。）

（2）6月23日（慰霊の日）

（3）12月29日から翌年の1月3日（祝日法による休日を除く。）

(休日の振替)

第5条 前条に規定する休日が、公民館の休館日に当たるときは、これに替えて、その日の後日において最も近い休日でない正規の勤務時間の割り振られている日に振り替えるものとする。

(準用)

第6条 この規則に規定するもののほか、公民館職員の勤務時間に関し必要な事項は、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年宮古島市規則第33号）の例による。

(非常勤館長の勤務時間)

第7条 館長が非常勤の場合、館長は週3日以上勤務するものとし、勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、勤務の遂行上教育長が必要と認めた場合は、勤務時間の割り振りを変更することができる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 67 号

宮古島市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 25 年 3 月 28 日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

宮古島市公民館の管理運営上、休館日を明確に定めるには規則を改正する
必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮古島市公民館設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号から第3号を次のように改める。

- （1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）
- （2）毎週月曜日（この日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日とする。）
- （3）12月29日から翌年の1月3日まで（祝日法による休日を除く。）

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 68 号

宮古島市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 25 年 3 月 28 日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

教育委員会組織改編に伴い、規則を改正する必要があるため、本案を提出
します。

別紙

宮古島市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(宮古島市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 宮古島市教育委員会事務決裁規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育総務課に関する決裁事項に次のように加え、教育施設課に関する決裁事項を削る。

12 学校施設建設に関すること。	施設計画		
13 学校施設維持管理備品に関すること。			○
14 教育施設に係る管理委託契約等の指名・入札に関すること。	歳出予算の専決区分に応じる		
15 学校施設台帳の整理保管に関すること。			○
16 学校施設の維持管理に関すること。			○

(宮古島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正)

第2条 宮古島市教育委員会文書事務取扱規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育施設課の項を削る。

(宮古島市教育委員会学校規模適正化対策班設置要領の一部改正)

第3条 宮古島市教育委員会学校規模適正化対策班設置要領（平成24年宮古島市教育委員会訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、教育施設課」を削る。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

議案第69号

平成25年度宮古島市立小中学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委
嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年3月28日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、委嘱
する必要があるため、本案を提出します。